

第8期 みやぎ高齢者元気プラン

(令和3年度～令和5年度)

高齢者が 地域で 自分らしい生活を 安心して送れる社会

宮城県高齢者福祉計画
介護保険事業支援計画



©宮城県・旭プロダクション

宮 城 県

令和3年3月

宮城県長寿社会憲章

みんなでつくる みやぎの長寿社会

わたくしたち県民は、生きがいのある人生を送るために、自立の心を持ち、敬愛の精神でひとりひとりを大切にしながら、それぞれの役割を果たし、人間愛と活力に満ちた、みやぎの長寿社会を築くことを誓い、この憲章を制定します。

わたくしたち県民は

- 一 心身の健康づくりに努め
進んで生きがいのある人生をつくります
- 一 時代の動きを見つめながら
自ら学習にはげみ 社会の発展に努めます
- 一 ともにいたわりあい 明るく
うるおいのある家庭をつくります
- 一 地域活動へ参加し 世代の交流を深め
ともに生きる地域社会をつくります
- 一 お互いの知恵 経験 技能を大切に
社会にいかす機会と場をひろげます
- 一 歴史と風土で培われた伝統を継承し
個性豊かな文化の創造に努めます
- 一 自然を愛し 安全で住みよく
やすらぎに満ちたふるさとみやぎをつくります

〈昭和63年9月20日制定〉

計画策定にあたって



東日本大震災から10年が経過し、復旧・復興に向けて取り組んできた結果、ハード面の整備は収束しつつあり、今後はソフト面を中心に被災地の実情に応じた中長期的な対応が必要となっております。また、今後、宮城県の人口は本格的な減少局面を迎える一方、高齢者人口は増加していくことが想定されます。少子高齢化の進行、新型コロナウイルスの感染拡大や大規模災害等による社会情勢の変化に直面する中、「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた取組を推進していく必要があります。

国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、一人一人の自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことができるよう、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針を示し、必要なサービスの確保に取り組んでいるところです。

こうした中、宮城県では、令和3年度からの3年間を計画期間とする「第8期みやぎ高齢者元気プラン」を策定しました。高齢者が、地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進し、高齢者を主体にしながら、将来、障害のある人や、子どもも視野に入れた共生社会を目指してまいります。また、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、介護人材の確保・養成・定着を図るために、ダイバーシティを推進する必要があるため、週休3日制導入支援、外国人介護人材の確保、介護のイメージアップを三つの柱として、各種事業に積極的に取り組んでまいります。さらに、特別養護老人ホームや在宅サービス拠点の整備、施設を開設する事業者の支援を行うとともに、フレイル高齢者や要支援認定者の重度化予防の推進、認知症地域ケアの推進等を継続して進めてまいります。

この計画の基本理念である「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」が実現できるよう、皆様と一丸となって取り組んでまいりますので一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 「新・宮城の将来ビジョン」との関係	7
5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係	8

総 論

第1章 基本的な考え方

第1項 計画の理念と目標	10
第2項 目指すべき社会の姿	11
第3項 施策体系	12
第4項 目標値	13
第5項 高齢者福祉圏域	14
第6項 市町村支援に関する県の目標とその取組	15

第2章 データで見る県内高齢者の現状

第1項 県内高齢者の現状

1 高齢化の進行状況	18
2 介護保険における被保険者数の推計	22
3 要介護者等の状況	22
4 高齢者世帯の推移とその構造	23
5 高齢者の住居状況	24
6 高齢者の就業状況	25
7 高齢者の地域活動への参加状況	26

第2項 介護保険サービスの現状

1 介護サービス提供基盤の整備状況	28
2 介護保険サービスの利用状況	29

各 論

第1章 みんなで支え合う地域づくり

第1項 地域包括ケアシステムの充実・推進

1 地域包括ケア体制の充実	36
2 多職種連携体制の構築・推進	38
3 介護家族の支援	42

第2項 地域支え合いと介護予防の推進

1 支え合う地域社会づくり（1）	44
1 支え合う地域社会づくり（2）	46
2 地域支え合いの推進	48
3 介護予防の推進	52

第3項 安全な暮らしの確保

1 感染症への備え	54
2 大規模災害への備え	56
3 地域ぐるみの防犯・防災対策	58

4	交通安全の確保	60
第2章 自分らしい生き方の実現		
第1項 認知症の人にやさしいまちづくり		
1	認知症の人が自分らしく過ごせる社会づくり	64
2	正しい理解の促進と本人発信支援	66
3	早期発見・早期対応の促進、医療体制の整備	68
4	認知症ケアを担う人づくりと介護者への支援	70
5	認知症に適切に対応する地域づくり	72
第2項 生きがいに満ちた生活の実現		
1	高齢者が活躍できる活動の場づくり	74
2	いくつになっても働ける社会づくり	76
第3項 自分らしく生きるための権利擁護		
1	権利擁護のための取組	78
2	高齢者虐待の防止(1)	80
2	高齢者虐待の防止(2)	82
第3章 安心できるサービスの提供		
第1項 サービス提供基盤の整備		
1	在宅生活を支援するサービスの充実	86
2	施設サービスの充実	88
3	地域密着型サービスの推進	90
4	新たな住まいの確保	92
5	バリアフリーみやぎの推進(1)	94
5	バリアフリーみやぎの推進(2)	96
第2項 介護を担う人材の確保・養成・定着		
1	多様な人材の参入促進	98
2	職員の資質向上	100
3	労働環境・処遇の改善	102
4	介護支援専門員の資質向上	104
第3項 介護サービスの質の確保・向上		
1	適切な介護サービスの確保(1)	106
1	適切な介護サービスの確保(2)	108
2	サービスの質の向上	110
第4章 介護保険サービスの基盤整備		
第1項 医療計画等との整合性		
第2項 居宅サービスの見込量		
第3項 施設・居住系サービスの見込量		
第4項 地域密着型サービスの見込量		
第5項 介護保険給付費及び第1号被保険者介護保険料の見込み		
第6項 令和5年度の介護サービス提供見込量		
第5章 介護給付の適正化に関する取組方針 (第5期宮城県介護給付適正化取組方針)		
第1項 介護給付適正化取組方針の目的・趣旨等		
第2項 第4期介護給付適正化取組方針の実施状況		
第3項 第5期介護給付適正化取組方針の推進		
第6章 推進編		
第1項 進行管理		
第2項 計画推進における役割分担		

資料編

構成事業一覧	146
策定経過	152
みやぎ高齢者元気プラン推進委員会委員名簿	154
圏域別データ	
第1項 仙南地域高齢者福祉圏域	156
第2項 仙台地域高齢者福祉圏域	160
第3項 大崎・栗原地域高齢者福祉圏域	164
第4項 石巻・登米・気仙沼地域高齢者福祉圏域	168

はじめに

1 計画策定の趣旨

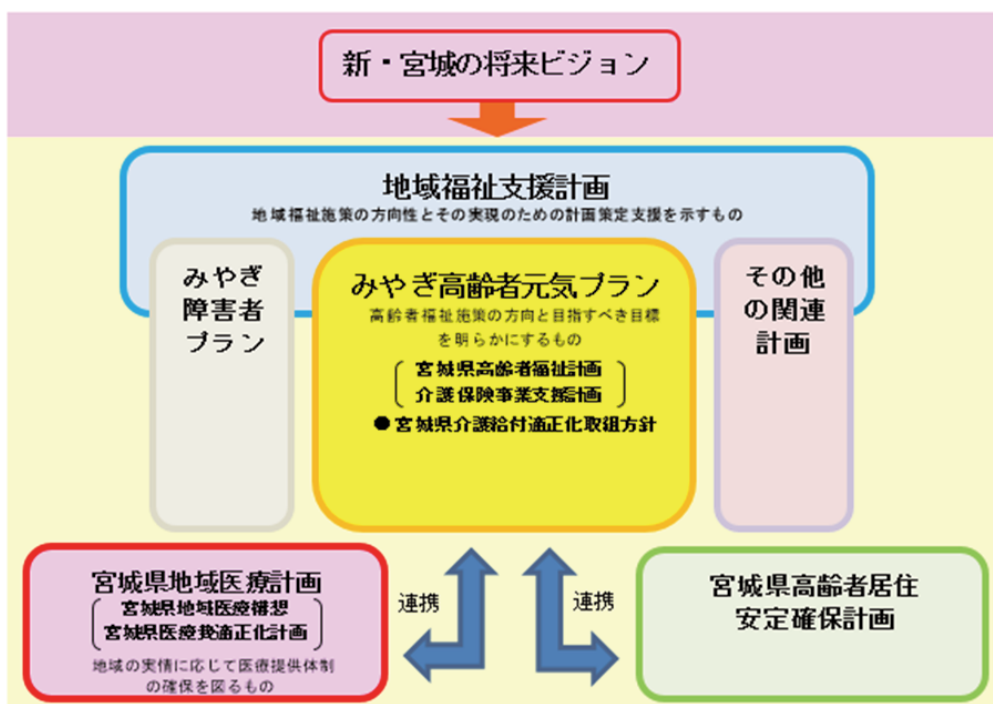
現在、本県の高齢者数は約63万8千人であり、要介護状態の方は約11万9千人、認知症の方は10万9千人から11万4千人と見込まれております。また、昭和22年から昭和24年に生まれた、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上になる令和7年（2025年）には、県内の高齢者数は約70万人、認知症の方は約14万3千人になると見込まれております。

県では、平成12年3月に「第1期みやぎ高齢者元気プラン」を策定して以来、社会情勢の変化や地域の実情等を踏まえ、3年ごとに見直し新しいプランを策定し、各種の高齢者福祉施策を推進してきており、高齢者が住みなれた地域で自分らしく生活できるよう、令和3年から5年までの期間を対象に第8期高齢者元気プランを策定するものです。

今般、現行計画の「第7期みやぎ高齢者元気プラン」（平成30年3月策定）でも取り組んできた施策に加え、喫緊の課題である介護人材の確保や認知症対策、地域包括ケア体制の充実・推進、新型コロナウイルス等感染症対策などについて新たな施策を追加し、「第8期みやぎ高齢者元気プラン」を策定しました。この計画によって、県の高齢者福祉政策の方向性について明らかにするとともに、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援や各種事業の推進を図るものです。

2 計画の位置付け

この計画は、県の高齢者福祉施策の基本的指針となる「宮城県高齢者福祉計画」（根拠法令：老人福祉法第20条の9）と、県内市町村の介護保険事業の運営を支援するための計画である「介護保険事業支援計画」（根拠法令：介護保険法第118条）とを一体的に定めたもので、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」の下、「地域福祉支援計画」や関係する各分野の個別計画との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図っています。



なお、県内市町村の「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」において定める高齢者福祉サービスや介護サービスの目標量との整合性を図りつつ、県が持つ広域性を活かして、市町村による取組を支援する計画としています。

3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画として定めています。

H30年度 (2018)	R1年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第7期みやぎ高齢者元気プラン											
			第8期みやぎ高齢者元気プラン								
						第9期みやぎ高齢者元気プラン					
									第10期みやぎ高齢者元気プラン		

4 「新・宮城の将来ビジョン」との関係

第7期みやぎ高齢者元気プランは、「宮城県震災復興計画（平成23年10月19日策定）」とともに、震災復興の基本に位置付け、本県の高齢者福祉の復旧と再生、更なる発展を目指し、県民の皆様とともに取り組んできました。

「新・宮城の将来ビジョン」は、これまでの「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合されたもので、令和3年度を初年度とする10年間の計画となっており、第8期みやぎ高齢者元気プランは、同ビジョンの政策推進の基本方向「宮城の未来をつくる4本の柱」のうち、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」に関連する計画となります。

また、同ビジョンでは、「被災地の復興完了に向けたきめ細やかなサポート」として、「生活再建の状況に応じた切れ目のない支援」が取組分野の一つとして掲げられており、本計画においても必要な支援等の取組を推進することとしております。

はじめに

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

平成27年（2015年）に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、令和12年（2030年）を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向け、17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通の目標」です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、上記17のゴールのうち、主に「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」が関連しており、これらのSDGsの達成に向けて、市町村支援や各種事業の推進に取り組むこととしております。



基本的な考え方

- 第1項 計画の理念と目標
- 第2項 目指すべき社会の姿
- 第3項 施策体系
- 第4項 目標値
- 第5項 高齢者福祉圏域
- 第6項 市町村支援に関する県の目標とその取組

1 基本理念

高齢者が 地域で 自分らしい生活を 安心して送れる社会

高齢者が、今まで暮らしてきた家庭や地域の中で、自立と社会参加が保障され、みんなで支え合いながら、安心して生活できる社会を目指します。

基本理念の3つのポイント

① 地域でネットワーク

「地域」とは、今まで暮らしてきた、あるいは今後暮らしていきたい場所で、必要なサービスが提供され、みんなで支え合って生活していくところです。

ここでは、高齢者をより身近な地域で支えるために、組織と人が有機的につながり合い、自治体や企業・民間団体からのサービス提供、住民からの有償・無償のサービス提供が互いに補完しながら、包括的・継続的にサービスが提供されています。

② 自分らしさの保障

人間には一人ひとり違いがあり、それぞれが自分のライフスタイルを持って生きています。その違いをそれぞれの個性と認め合いながら、自分に合った生活を送ることが保障されています。

全ての人が、自分の生き方を自分で決め、主体的に自分らしく生きることが尊重される社会です。

③ 安心はシステムで

安心して生活が送れるための支援やサービスが、行政、事業者、NPO等の民間団体、地域住民が協力・連携し、人間としての尊厳と心の豊かさを大切に考えたシステムとして、包括的に提供されています。また、支援を必要としている人が円滑にサービスを利用できるように、適切な情報提供等が行われています。

2 基本的目標

行政、企業、民間団体、そして県民も一緒になって、地域で自分らしい生活を安心して送れる社会づくりを進めるために、基本的な3つの目標を掲げます。

目標1

みんなで
支え合う
地域づくり

地域に暮らすみんなが主体的に参加しながら、お互いに支え合うことのできる、だれにとっても暮らしやすい地域づくりを進めましょう。

目標2

自分らしい
生き方の
実現

人間としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの個性に合った生き方を本人が自ら決めることができる社会づくりを進めましょう。

目標3

安心できる
サービスの
提供

だれもが安心して暮らすために、必要なときに必要な支援やサービスを、地域で利用するための体制や条件づくりを進めましょう。

第2項 目指すべき社会の姿

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが一体的に提供される、地域包括ケアシステムを全県的に充実・推進し、高齢者を主体にしながら、将来、障害のある人や子どもも視野に入れた共生社会を目指します。
- 県、市町村、事業者、団体及び住民が連携し、一体となって、3つの基本的目標が掲げるテーマに基づく施策に積極的に取り組み、介護人材確保、認知症施策、地域の支え合いを通じた介護予防等の施策を推進し、高齢者が充実した生き方ができる長寿社会の構築を目指します。
- 「地域福祉支援計画」等との調和を図るとともに、「宮城県地域医療計画」等との整合を図りながら、みんなで支え合い、自分らしい生き方を実現し、必要なサービスの提供を受けることのできる社会の構築を目指します。

1 みんなで支え合う地域づくり

- ・ 高齢者の方が、医療や介護が必要になったり、認知症になった時でも、住み慣れた我が家、慣れ親しんだ地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの充実・推進に取り組みます。
- ・ 東日本大震災の被災者支援において、地域住民やボランティア等による支え合い活動の重要性が再認識されたことから、その経験を「地域共生社会の実現」や「地域支え合いの推進」に向けた取組に活かすとともに、介護予防の推進や地域活動の担い手育成に取り組みます。
- ・ 高齢者を含む県民の生命と財産を守り安全な暮らしを確保するため、感染症対策や大規模災害に備えた防災体制を整えるとともに、高齢者を狙った悪質商法等の犯罪や、交通事故等を防止するための取り組みを進め、暮らしのリスクを地域全体でカバーします。
- ・ 人と人との距離を確保するなどの「新しい生活様式」を踏まえた、地域における支え合いの体制整備や、高齢者の健康維持・フレイル予防を進めます。

2 自分らしい生き方の実現

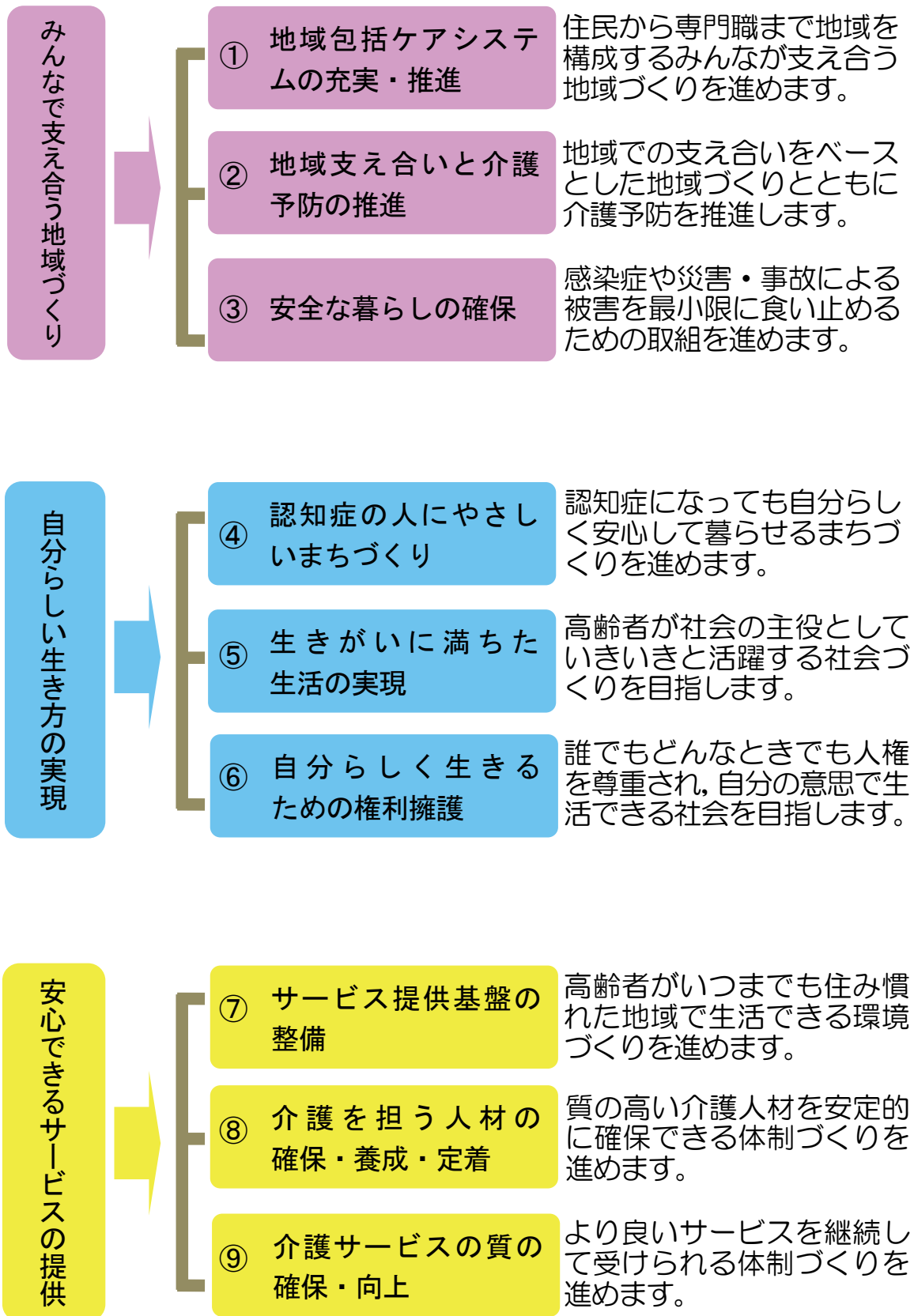
- ・ 認知症になっても地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、行政、医療機関、住民、施設等の地域資源を整え、連携し、認知症の人にやさしいまちづくりに向けて地域全体でサポートします。
- ・ 団塊世代の高齢化の下、長寿化の進展による人生100年時代に備え、高齢者自身が社会の主役となって、生きがいに満ちた生活を実現するため、健康で、尊厳をもって暮らし続けることのできる社会を目指します。
- ・ 高齢者は尊厳ある存在であり、いかなる場合でも虐待や権利侵害を受けてはなりません。社会の支援制度や地域の見守り等によって、高齢者が自分らしく生きるための権利擁護を推進します。

3 安心できるサービスの提供

- ・ 要介護状態になっても、いつでもどこでも必要なサービスが受けられるようなサービス提供基盤と環境の整備を目指します。
- ・ 介護の担い手である質の高い専門職を確保することを社会全体で推進します。特に、介護人材の確保・養成・定着に向け、令和7年（2025年）までに必要とされる需要を推計し、目標を定めた上で効果的な取組を進めます。
- ・ 利用者保護や事業者指導の仕組みを活用しながら、適切な介護サービスを確保するとともに、サービスの質の向上に取り組みます。

【基本的目標】

【基本課題】



第4項 目標値

令和3（2021）年からの第8期計画に関する指標・目標値は、次のとおりとします。

1 みんなで支え合う地域づくり

No.	指標	現況値		目標値 (R5 年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	生活支援コーディネーター 養成研修修了者数	R1	805 人	1,055 人	新たに任命されるコーディネーターの養成研修に加え、現に活動しているコーディネーターへの支援として段階別の研修を設けることとし、目標数の引き上げを行ったもの。	研修修了実績 (宮城県)
2	介護支援専門員に対する多 職種連携に向けた支援回数	R1	165回 (累計)	285 回 (累計)	県保健福祉事務所（地域事務所・支所）及び仙台市において年3回程度の支援を行う。	事業実績 (宮城県)

2 自分らしい生き方の実現

No.	指標	現況値		目標値 (R5 年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	週1回以上実施される住民 運営による通いの場参加率	H30	1.9%	5.5%	国が実施したモデル事業において通いの場の推進を行った県内先進市（角田市・栗原市・東松島市・大崎市）の伸び率（年1.2%）を目標値としたもの。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況調査 (厚生労働省)
2	成年後見制度利用促進に係 る市町村計画の策定	R2.10	6市町村	全35市町村	成年後見制度利用促進基本計画の工程表で令和3年度末までの策定が求められているもの。	成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査 (厚生労働省)
3	成年後見制度利用促進に係 る中核機関の設置	R2.10	1市町村	全35市町村	成年後見制度利用促進基本計画の工程表で令和3年度末までの設置が求められているもの。	成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査 (厚生労働省)
4	チームオレンジ立ち上げ市 町村数	R2	0市町村	17市町村	認知症施策推進大綱において、令和7年度までに全市町村での設置が求められている。認知症サポーター数が特に充実（令和2年度までに人口の10%を達成）している市町村について令和5年度までの設置を目指すもの。	—

3 安心できるサービスの提供

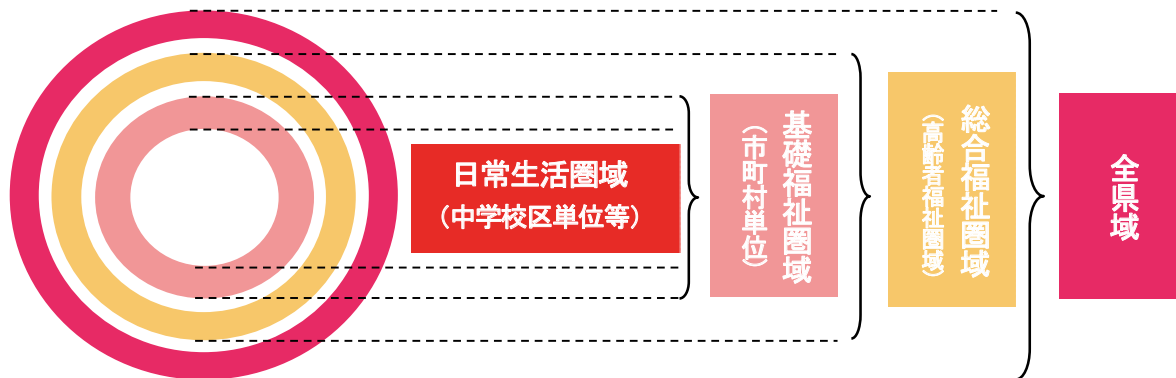
No.	指標	現況値		目標値 (R5 年度末)	左記目標値 設定の考え方	出典
		調査 時点	数値			
1	小規模多機能型居宅介護事 業所数	R2.12	76 箇所	88 箇所	地域密着型サービス見込量によるもの。	
2	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所数	R2.12	18 箇所	19 箇所	地域密着型サービス見込量によるもの。	
3	介護職員の人数	R1	32,870 人	38,942 人	介護人材需給推計値によるもの。	介護サービス情報公表システム (厚生労働省) 等
4	特別養護老人ホーム入所定 員数	R2	12,464 人	13,289 人	施設サービス見込量によるもの。	

第5項 高齢者福祉圏域

(1) 圏域設定の考え方

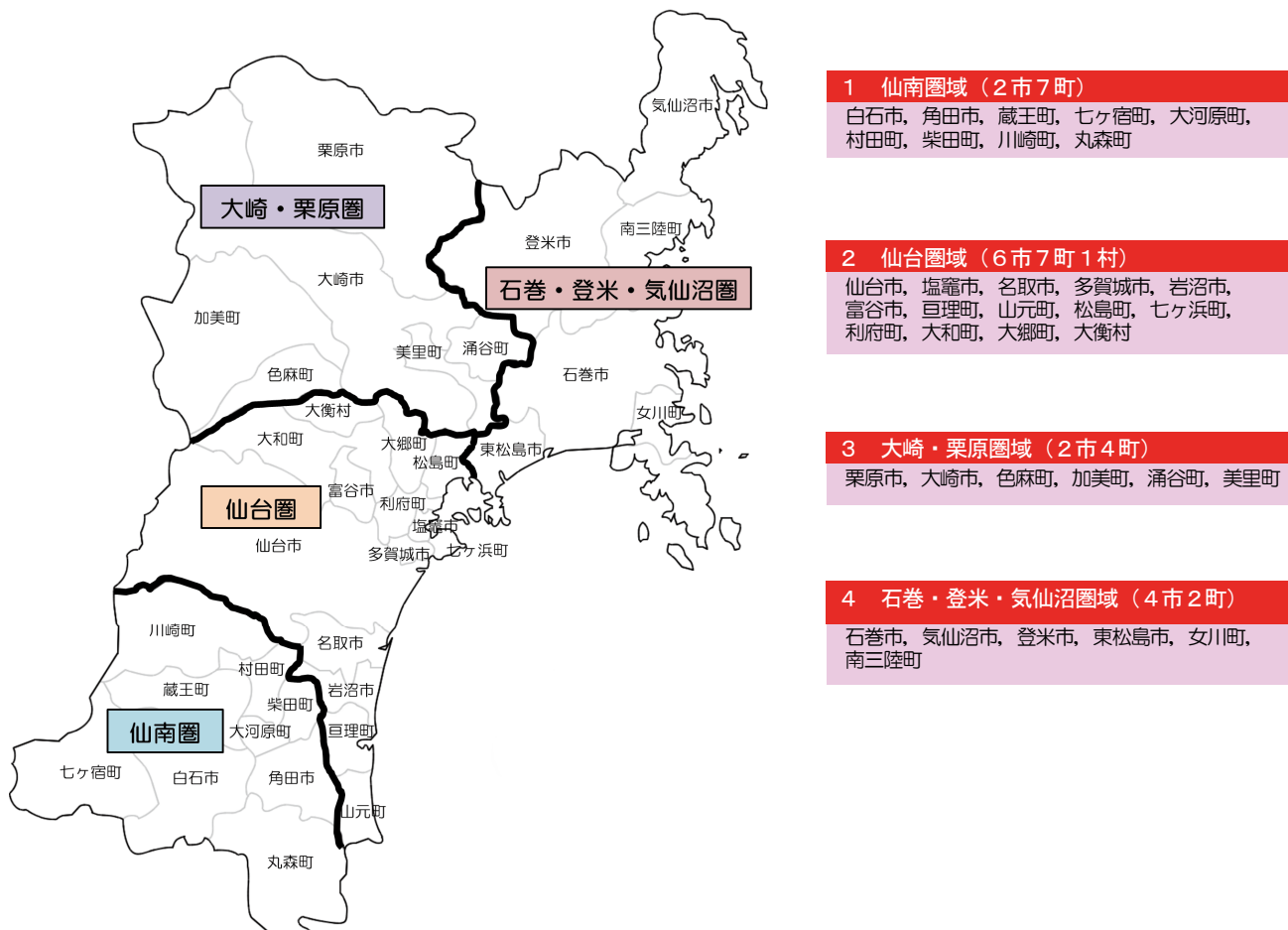
私たちの日常生活は、様々に重なり合う生活圏域の広がりの中で営まれています。高齢者福祉施策を展開する上でも、内容に応じて、こうしたいくつかの圏域を踏まえて効果的に進める必要があります。

ここでは、基本的な圏域として次の4種類を想定しています。



(2) 高齢者福祉圏域の設定

第8期みやぎ高齢者元気プランでは、保健医療サービスと福祉サービスとの連携を確保する観点から、高齢者福祉圏域を宮城県地域医療計画で定める二次医療圏と同じ4圏域（仙南、仙台、大崎・栗原及び石巻・登米・気仙沼）としています。



第6項 市町村支援に関する県の目標とその取組

市町村が取り組むべき施策に関する事項として、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組に対する、県の目標とその取組を設定します。

【目標とその取組】

① 介護人材の確保・養成・定着

今後ますます利用の増加が見込まれる介護保険サービスなどの担い手となる介護人材を確保するために、業界全体として介護人材確保・養成・定着の推進に向けた具体的な取組等を検討し、実施します。

② 認知症施策の推進

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるように、サポート体制の構築や交流の場の創設などの取組を行います。

③ 生活支援サービスの充実及び住まいの確保

災害公営住宅などで地域コミュニティを構築していくための支援や地域活動の推進、また、高齢者の見守り・生活支援など地域の支え合い体制の構築に向けた取組などを行います。

④ 高齢者の健康維持・増進

全ての高齢者が介護予防に取り組むことができるよう、地域における通いの場等、拠点づくりを進め、高齢期における生活機能の状況に応じた支援環境づくりを進めます。

⑤ 医療・介護基盤の確保

在宅医療を促進していくために、在宅医療に従事する医師や看護師等を育成・確保するとともに、連携体制の強化や参入を促進するための取組を進めていきます。また、24時間切れ目のないサービスが提供されるよう、医療・介護従事者等への普及啓発や研修などを行います。

⑥ 多職種連携体制構築の推進

退院から看取りまで、医療・介護が相互に連携する機会の積極的な確保、多職種間における情報共有と相互理解、マネジメント機能の強化などを行います。

総論
第2章

データで見る 県内高齢者の現状

第1項 県内高齢者の現状

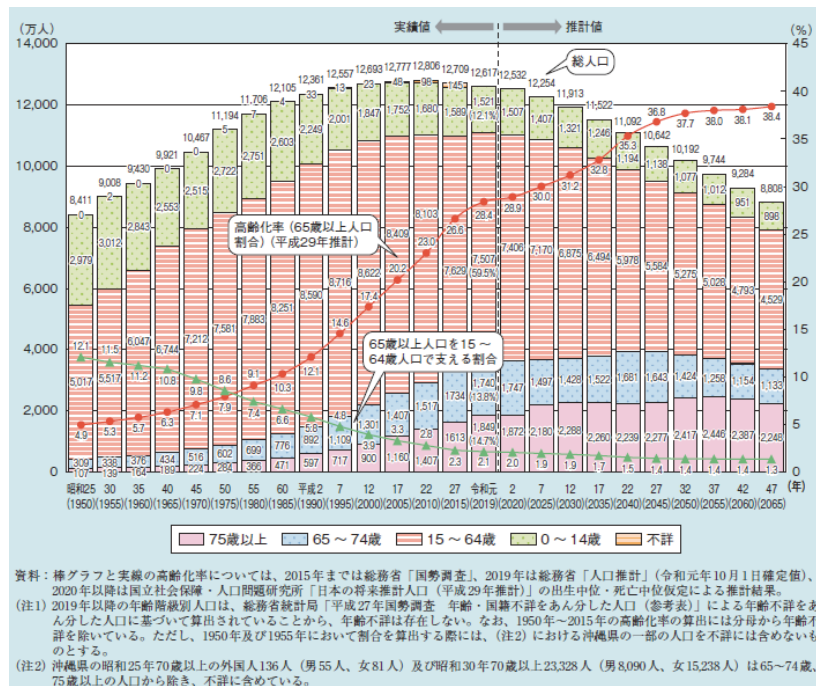
第2項 介護保険サービスの現状

第1項 県内高齢者の現状

1 高齢化の進行状況

- 令和2年版高齢社会白書によると、全国の高齢者の人口は、令和24年まで増加しますが、その後は減少することが見込まれます。しかし、高齢化率は、64歳以下の人口が減少するため令和24年以降も増加すると予想されます。また、令和元年には1人の高齢者に対して2.1人の現役世代という比率ですが、令和7年には1人の高齢者に対して1.9人、令和47年には1人の高齢者に対して1.3人という比率になると見込まれています。

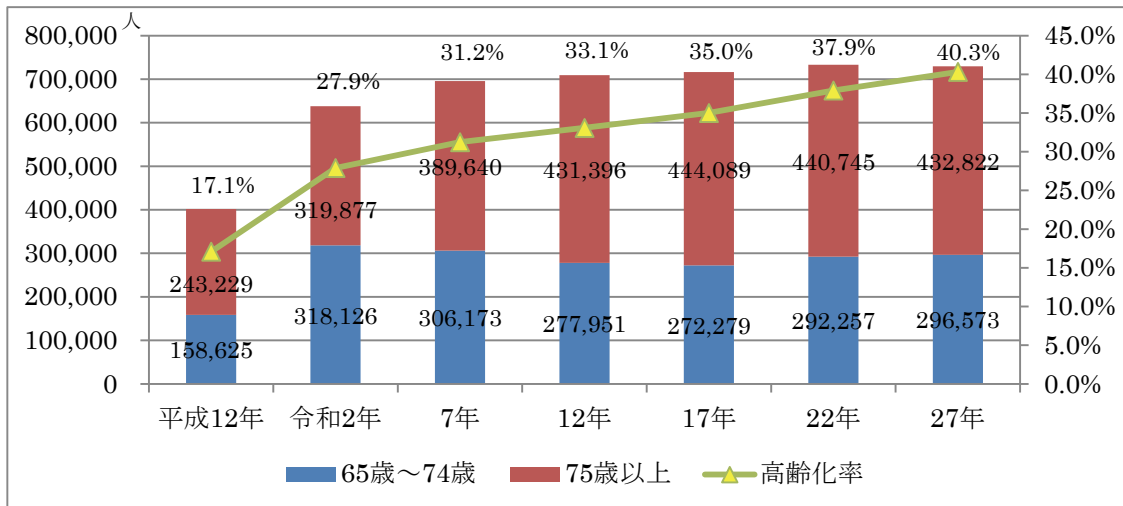
■高齢化の推移と将来推計



資料：令和2年版高齢社会白書（内閣府）

- 令和2年3月末現在27.9%であった県全体の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和7年には31.2%、令和22年までに37.9%まで上昇するものと見込まれています。特に75歳以上の高齢者が増加していくものと予想されています。また、高齢者数は、令和22年に約73万3千人まで増加しますが、その後は減少するものと見込まれています。

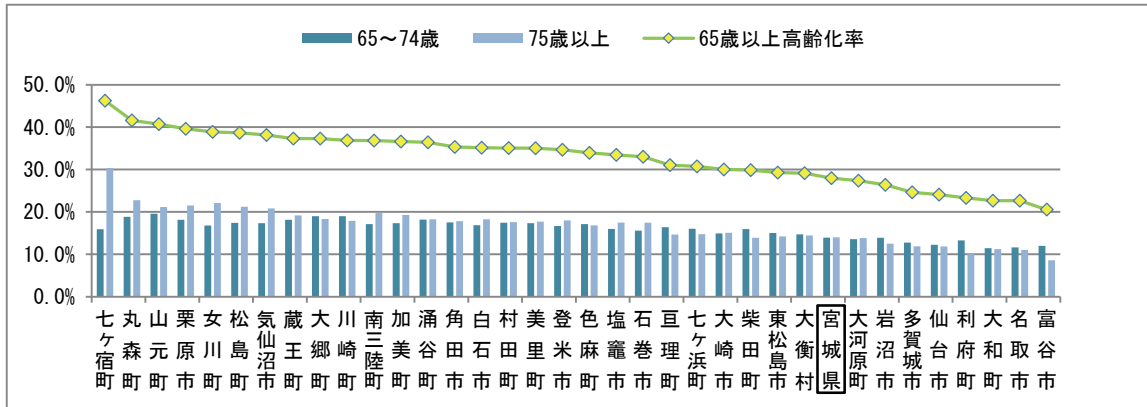
■県内の高齢者人口と高齢化率の推移



資料：令和2年までは県長寿社会政策課調べ（各年3月末）、令和7年～27年は国立社会保障・人口問題研究所推計値

- 令和2年3月末現在の県内総人口に占める65歳から74歳の高齢者、75歳以上高齢者の割合をみると、高齢化率が高い市町村を中心に65歳から74歳よりも75歳以上高齢者の割合が高い市町村が多くなっています。

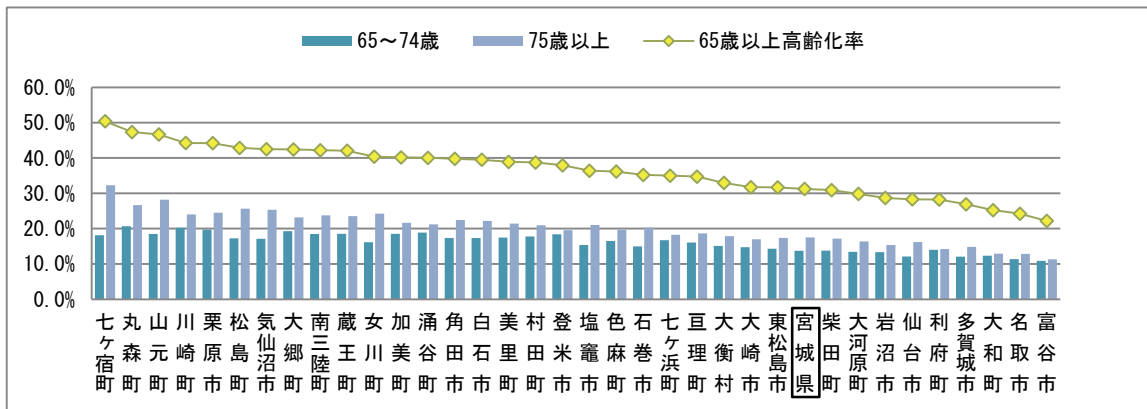
■ 県内市町村の高齢化率



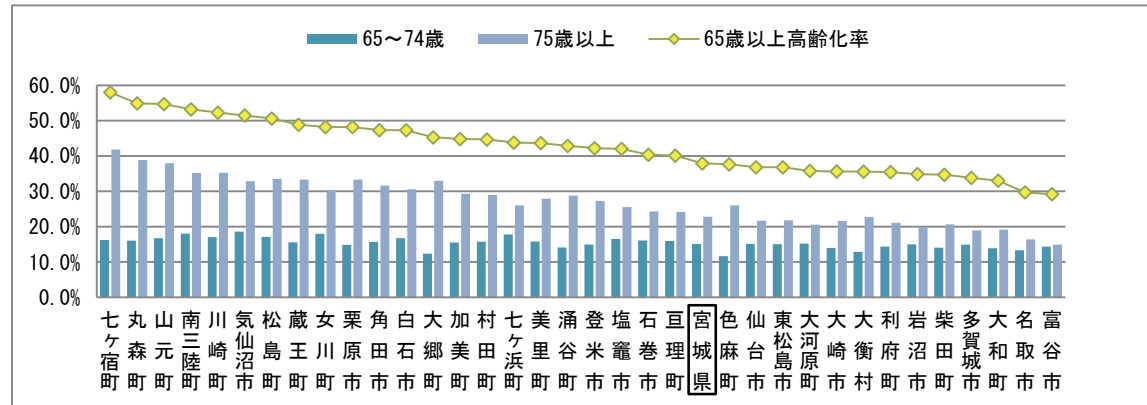
資料：県長寿社会政策課調べ（令和2年3月末現在）

- 令和7年には、総人口に占める65歳から74歳の高齢者、75歳以上高齢者の割合をみると、全ての市町村で75歳以上高齢者の割合が高くなると予想されています。

■ 令和7年の県内市町村の高齢化率の将来推計



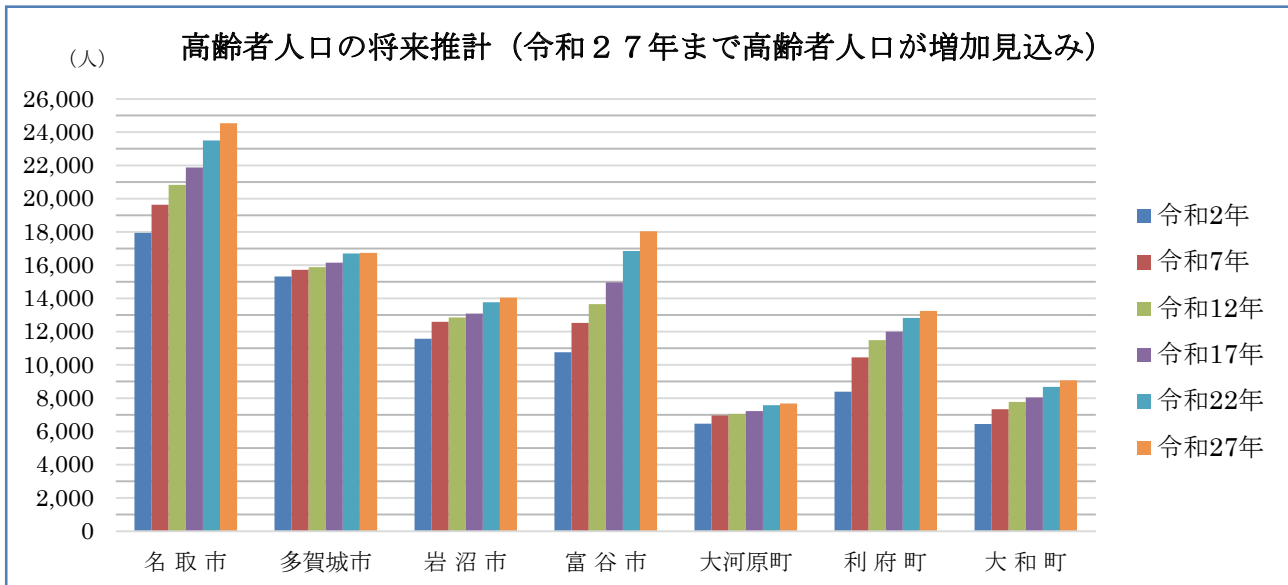
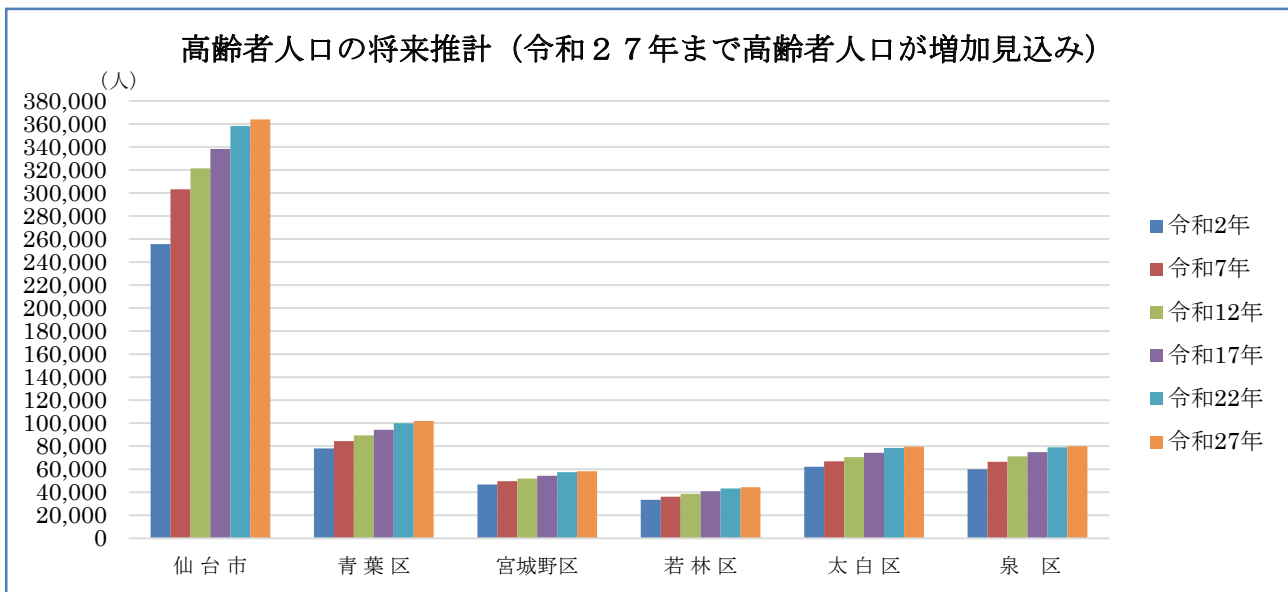
■ 令和22年の県内市町村の高齢化率の将来推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値

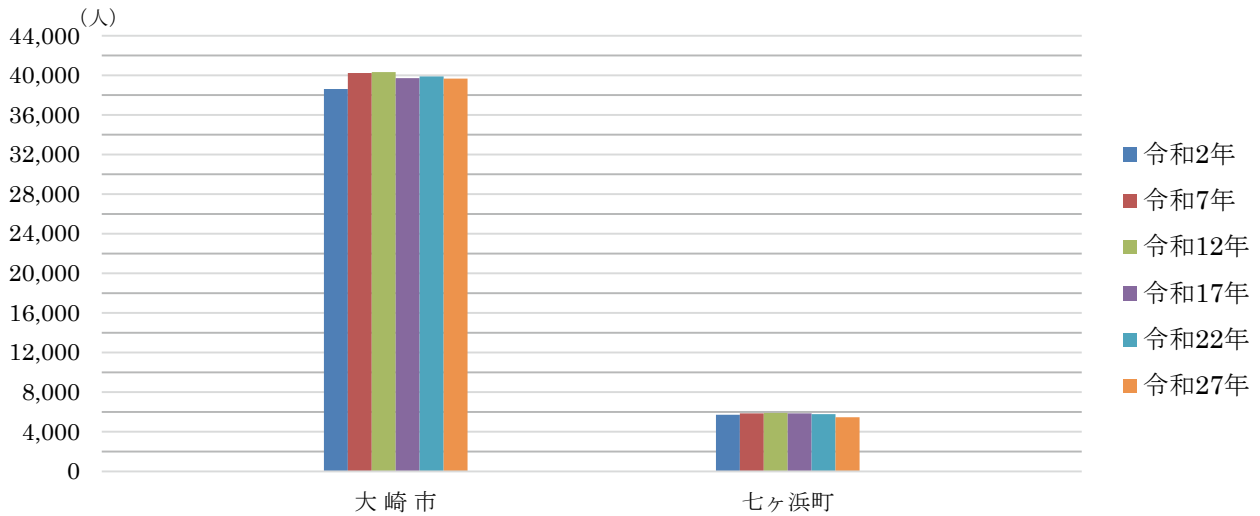
第1項 県内高齢者の現状

- 仙台市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 大河原町, 利府町及び大和町の高齢者人口は, 令和27年まで増加することが見込まれています。また, 大崎市及び七ヶ浜町の高齢者人口は, 令和12年に, 白石市, 角田市, 登米市, 東松島市, 蔵王町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 巨理町, 山元町, 松島町, 大郷町, 大衡村, 色麻町及び涌谷町の高齢者人口は, 令和7年にピークとなることを見込まれています。
- 石巻市, 塩竈市, 気仙沼市, 栗原市, 七ヶ宿町, 丸森町, 加美町, 美里町, 女川町及び南三陸町の高齢者人口は, 令和7年の推計値が令和2年より減少しており, 今後も高齢者人口は減少していくことを見込まれています。

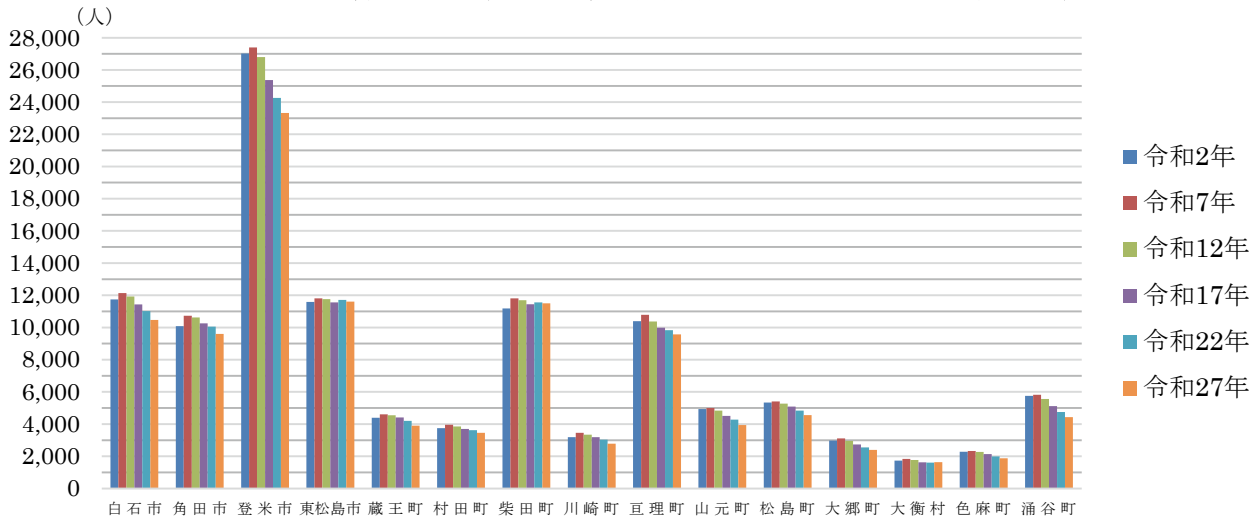


資料：令和2年は県長寿社会政策課調べ（3月末），令和7年～27年は国立社会保障・人口問題研究所推計値
 青葉区, 宮城野区, 若林区, 太白区及び泉区の令和2年は国立社会保障・人口問題研究所推計値

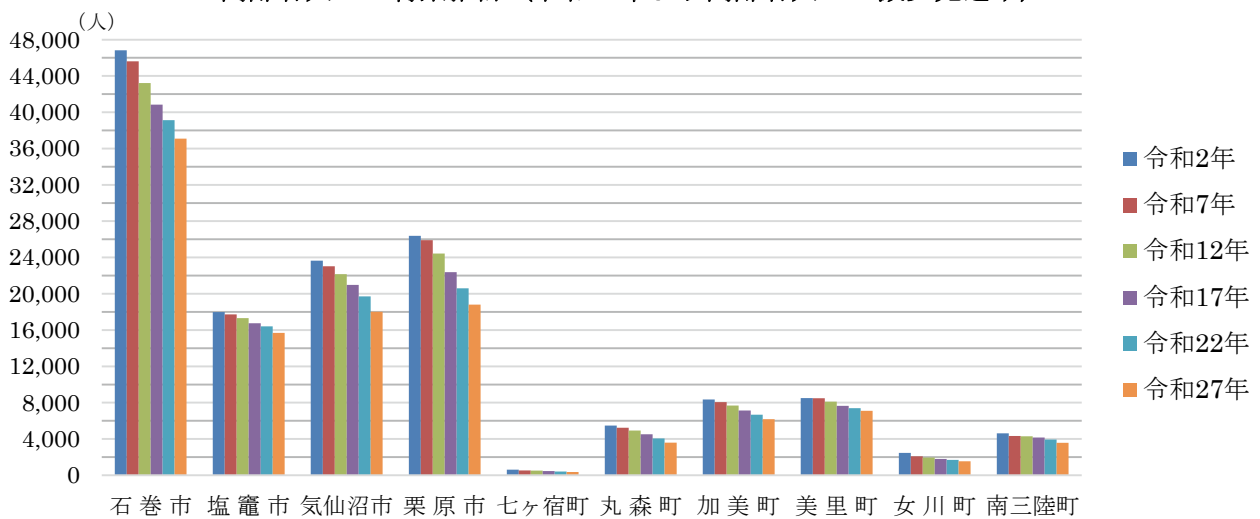
高齢者人口の将来推計（令和12年が高齢者人口のピークとなる見込み）



高齢者人口の将来推計（令和7年が高齢者人口のピークとなる見込み）



高齢者人口の将来推計（令和2年より高齢者人口が減少見込み）



資料：令和2年は県長寿社会政策課調べ（3月末）、令和7年～27年は国立社会保障・人口問題研究所推計値

第1項 県内高齢者の現状

2 介護保険における被保険者数の推計

○ 令和5年には、65歳以上の「第1号被保険者」は、全体数が約2万人増加し、40歳から64歳の医療保険加入者である「第2号被保険者」は、減少傾向になるものと見込まれます。

■介護保険被保険者数の推計

(単位：人)

所得段階区分	令和2年		所得段階区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年	
	人数	構成比							
第1号	第1段階	95,965	15.1	第1段階	100,051	100,727	101,349	102,473	108,572
	第2段階	45,203	7.1	第2段階	48,492	48,839	49,183	49,556	51,467
	第3段階	45,317	7.1	第3段階	48,575	48,953	49,322	49,761	52,334
	第4段階	104,319	16.4	第4段階	102,394	102,970	103,493	104,855	108,535
	第5段階	100,235	15.7	第5段階	102,896	103,541	104,139	104,930	107,221
	第6段階	86,020	13.5	第6段階	88,776	89,466	90,070	90,968	94,824
	第7段階	75,926	11.9	第7段階	78,729	79,495	80,097	80,963	86,194
	第8段階	41,354	6.5	第8段階	38,651	38,981	39,313	39,922	43,125
	第9段階	42,801	6.7	第9段階	39,918	40,129	40,434	41,169	45,040
計	637,140	—	計	648,482	653,101	657,400	664,597	697,312	
第2号	768,247	—	第2号	766,142	764,832	763,374	759,450	638,687	
合計	1,405,387	—	合計	1,414,624	1,417,933	1,420,774	1,424,047	1,335,999	

◆所得段階の区分について

第1段階：生活保護・老齢福祉年金受給者等及び市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円以下等
 第2段階：市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下
 第3段階：市町村民税世帯非課税かつ本人年金収入等120万円超
 第4段階：市町村民税本人非課税かつ本人年金収入等80万円以下
 第5段階：市町村民税本人非課税かつ本人年金収入等80万円超
 第6段階：市町村民税本人課税かつ基準所得金額120万円未満
 第7段階：市町村民税本人課税かつ基準所得金額120万円以上210万円未満
 第8段階：市町村民税本人課税かつ基準所得金額210万円以上320万円未満
 第9段階：市町村民税本人課税かつ基準所得金額320万円以上

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計
 (令和2年の第1号被保険者数は令和2年3月末時点実績)

3 要介護者等の状況

○ 要介護・要支援の状態になるおそれが高いとされる後期高齢者(75歳以上)数が徐々に増加することにより、高齢者(65歳以上)全体に占める要介護者等も増加していくものと予測されます。

■要支援・要介護認定者数の推計

(単位：人)

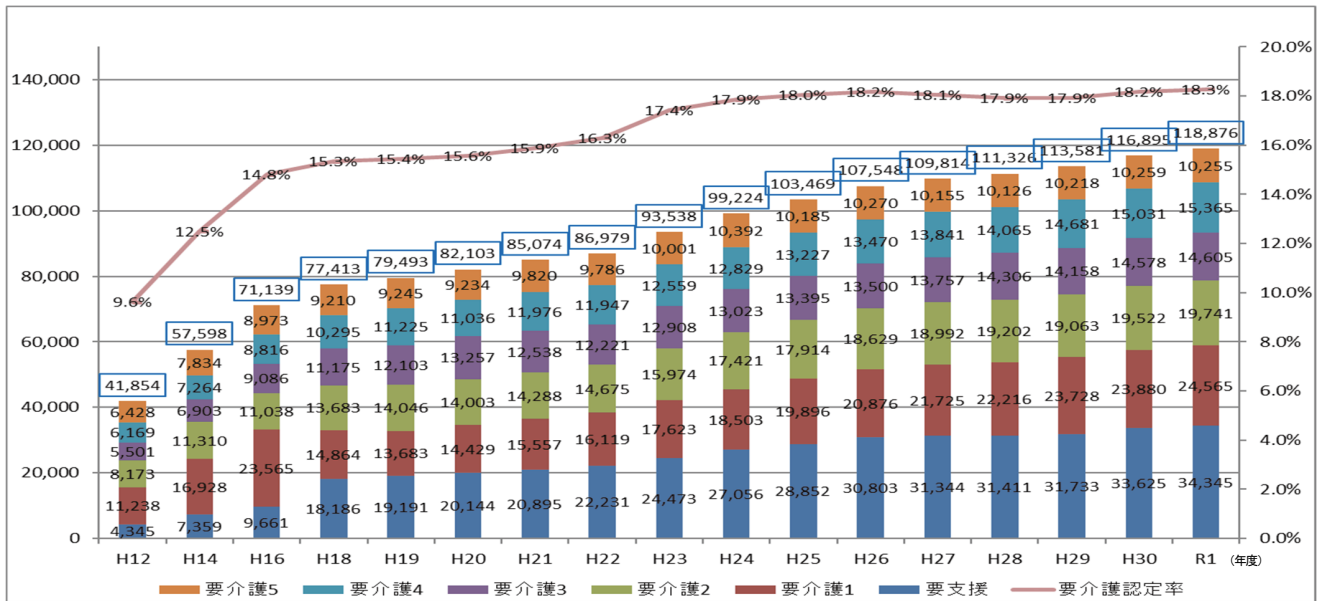
	令和2年(実績)		令和3年		令和4年		令和5年		令和7年		令和22年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
要支援1	19,475	16.4	20,122	16.5	20,562	16.6	21,025	16.7	21,850	16.7	26,316	16.5
要支援2	14,870	12.5	15,255	12.5	15,592	12.6	15,926	12.6	16,392	12.6	19,093	12.0
要介護1	24,565	20.7	24,941	20.5	25,344	20.4	25,778	20.4	26,681	20.5	33,148	20.8
要介護2	19,741	16.6	20,180	16.6	20,496	16.5	20,794	16.5	21,418	16.4	26,298	16.5
要介護3	14,605	12.3	15,007	12.3	15,277	12.3	15,515	12.3	16,046	12.3	19,841	12.4
要介護4	15,365	12.9	15,895	13.1	16,204	13.1	16,500	13.1	17,078	13.1	21,345	13.4
要介護5	10,255	8.6	10,325	8.5	10,466	8.4	10,629	8.4	10,983	8.4	13,521	8.5
計	118,876	—	121,725	—	123,941	—	126,167	—	130,448	—	159,562	—
うち第1号	116,428	—	119,332	—	121,586	—	123,835	—	128,128	—	157,629	—
認定率(%)	18.3		18.4		18.6		18.8		19.3		22.6	

資料：介護保険事業状況報告及び市町村推計(令和2年(実績)は令和2年3月末時点)

(注) 要介護(要支援)者数の推計方法

- 各保険者の総合計画等の人口推計と過去の要介護(要支援)者のデータを基に、各年度における要介護(要支援)者を推計しています。
- 「認定率」は第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定者(第1号被保険者のみ)の割合です。

■要介護（支援）認定者及び要介護認定率の推移（単位：人，％）



資料：介護保険事業状況報告

4 高齢者世帯の推移とその構造

○ 平成27年国勢調査結果によると、総人口は平成16年以降毎年減少していますが、世帯数は増加を続けており、1世帯当たりの人員は年々減少しています。また、高齢者がいる世帯は約38万世帯（総世帯数の40.3%）に達し、そのうち高齢夫婦世帯が約9万世帯（9.5%）、単身世帯が約8万5千世帯（9.0%）となっています。

■県内の高齢者世帯数

区分	総世帯数	高齢者世帯		
		高齢夫婦世帯	単身世帯	
昭和60年	639,197	161,857 (25.3%)	17,164 (2.7%)	12,152 (1.9%)
平成2年	692,436	192,168 (27.8%)	25,933 (3.7%)	18,178 (2.6%)
平成7年	774,830	223,721 (28.9%)	39,029 (5.0%)	26,560 (3.4%)
平成12年	831,669	274,804 (33.0%)	53,376 (6.4%)	37,779 (4.5%)
平成17年	858,628	309,989 (36.1%)	65,436 (7.6%)	50,323 (5.9%)
平成22年	900,352	341,031 (37.9%)	77,063 (8.6%)	63,203 (7.0%)
平成27年	944,720	380,365 (40.3%)	90,047 (9.5%)	85,398 (9.0%)

資料：総務省「国勢調査」

- (注) 1 上記は一般世帯の数値（社会福祉施設への入所者等は除く）
 2 高齢者世帯とは、65歳以上の親族がいる世帯
 3 高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯
 4 高齢者単身世帯とは、65歳以上の方のみの世帯
 5 () は総世帯数に占める構成比

第1項 県内高齢者の現状

- 65歳以上の高齢者のみの世帯数の増加率は、高齢者のいる世帯数及び高齢者のいない世帯数と比較し大きくなっています。また、単身の高齢者世帯数及び割合が増加しています。

■県内の世帯数の推移

区分	高齢者のみの世帯数	前年増加率	高齢者のいる世帯数	前年増加率	高齢者のいない世帯数	前年増加率
平成28年	198,169	-	402,165	-	570,161	-
平成29年	208,316	105.1%	407,192	101.2%	573,188	100.5%
平成30年	218,861	105.1%	417,203	102.5%	572,054	99.8%
平成31年	225,921	103.2%	421,005	100.9%	577,060	100.9%
令和2年	240,851	106.6%	432,682	102.8%	575,759	99.8%

資料：県長寿社会政策課調べ（各年3月末）

■単身の高齢者世帯数の推移

区分	単身世帯数	総世帯数	割合
平成28年	105,446	972,326	10.8%
平成29年	111,120	980,380	11.3%
平成30年	116,740	989,257	11.8%
平成31年	121,355	998,065	12.2%
令和2年	132,690	1,008,441	13.2%

資料：県長寿社会政策課調べ（各年3月末）

5 高齢者の住居状況

- 高齢者世帯や高齢夫婦世帯では約8割以上が持ち家に住んでいますが、高齢単身世帯では、持ち家に住んでいる方は約6割と比較的少なく、借家等に住んでいる割合が高くなっています。

■世帯類型別の住居状況

	合計	住居状況						
		持ち家	公営住宅	公社・公団	民間の借家	社宅・官舎	間借り	その他
総世帯	942,569	545,775	47,135		299,765	29,937	5,799	14,158
構成比	100.0%	57.9%	5.0%		31.8%	3.2%	0.6%	1.5%
高齢者世帯 ※1	380,365	315,732	21,233		39,607	829	1,410	1,554
構成比	100.0%	83.0%	5.6%		10.4%	0.2%	0.4%	0.4%
高齢単身世帯	85,398	50,892	9,706		23,121	262	762	685
構成比	100.0%	59.6%	11.3%		27.1%	0.3%	0.9%	0.8%
高齢夫婦世帯 ※2	90,047	79,701	4,439		5,140	156	265	346
構成比	100.0%	88.5%	4.9%		5.7%	0.2%	0.3%	0.4%

資料：総務省「平成27年国勢調査」

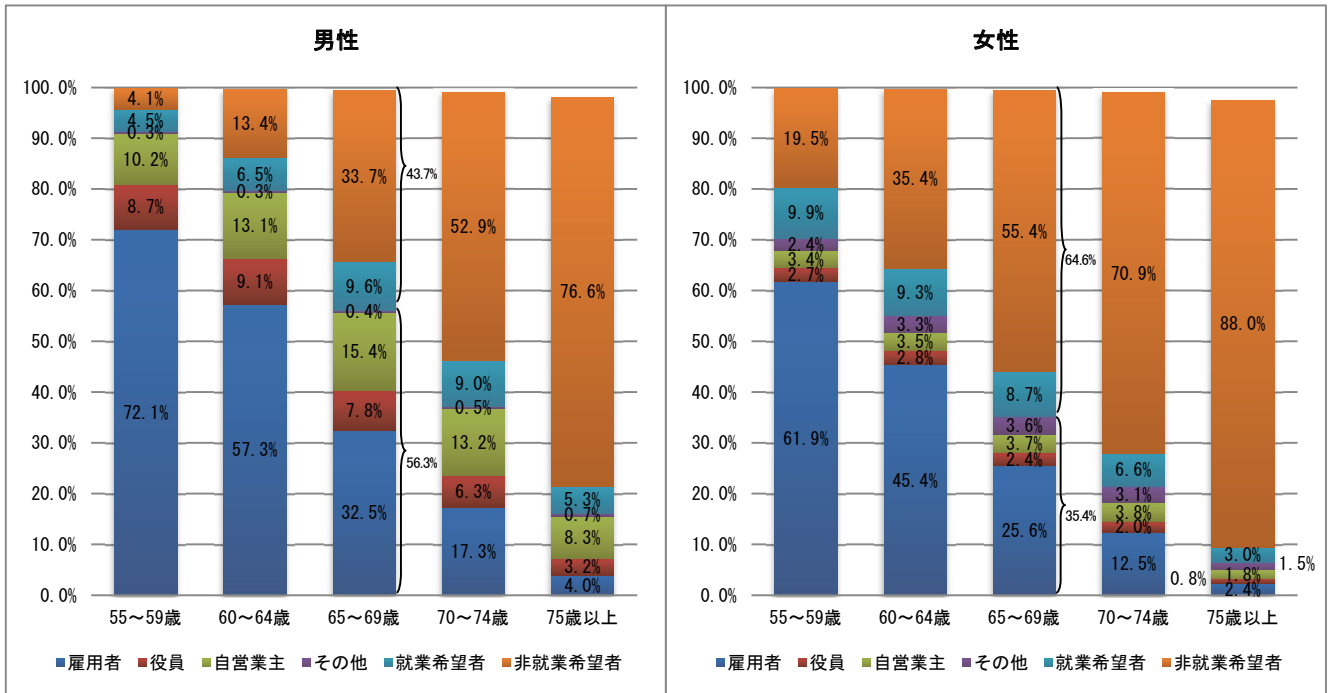
※1 総世帯のうち65歳以上の高齢者がいる世帯

※2 夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの世帯

6 高齢者の就業状況

- 総務省統計局の調査によると、男性の場合、就業者の割合は、65歳から69歳で56.3%となっており、65歳を過ぎても多くの高齢者が就業しています。また、不就業者では、65歳から69歳の不就業者（43.7%）のうち2割以上が就業を希望しています。一方、女性の場合、就業者の割合は、65歳から69歳で35.4%となっています。

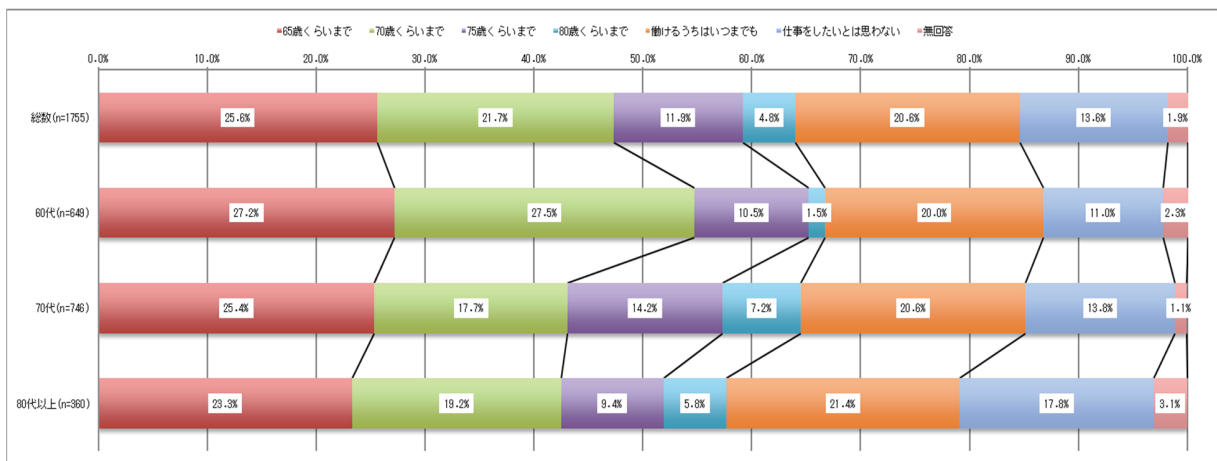
■高齢者の就業割合（※全国データ）



資料：総務省統計局「就業構造基本調査」（平成29年）

- 内閣府の調査によると、収入を伴う仕事をしたいと思う年齢は、60代では「70歳くらいまで」（27.5%）が最も多くなっていますが、「働けるうちはいつまでも」（60代：20.0%、70代：20.6%、80代：21.4%）が年代が上がるにつれ多くなっており、元気なうちは働きたいという意識がみられます。また、「仕事をしたいとは思わない」（13.6%）との回答も一定数あります。

■高齢者の就労希望（※全国データ）



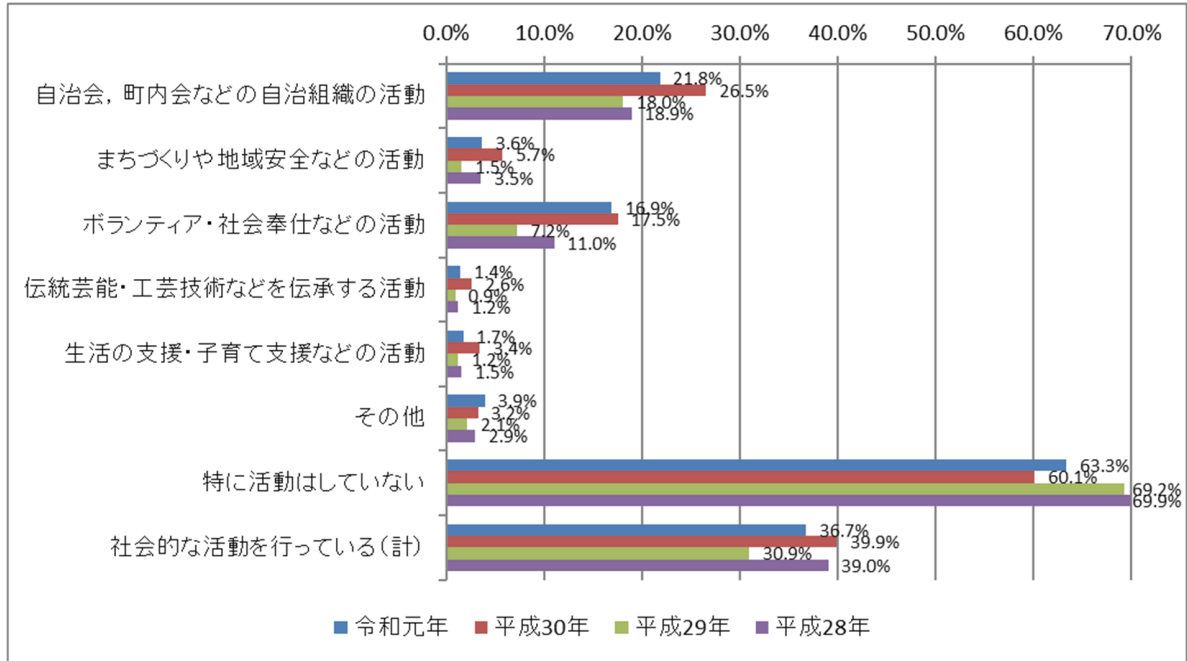
資料：内閣府「令和元年度 高齢者の経済生活に関する調査」

第1項 県内高齢者の現状

7 高齢者の地域活動への参加状況

○ 内閣府の調査によると、60歳以上の者の社会的な活動の状況として、「特に活動はしていない」者の割合は、平成28年度の69.9%と比較すると令和元年度には63.3%と6.6ポイント減少しています。また、令和元年度調査の活動の内容としては、「自治会、町内会などの自治組織の活動」が21.8%と最も多く、次に「ボランティア・社会奉仕などの活動」が16.9%となっています。

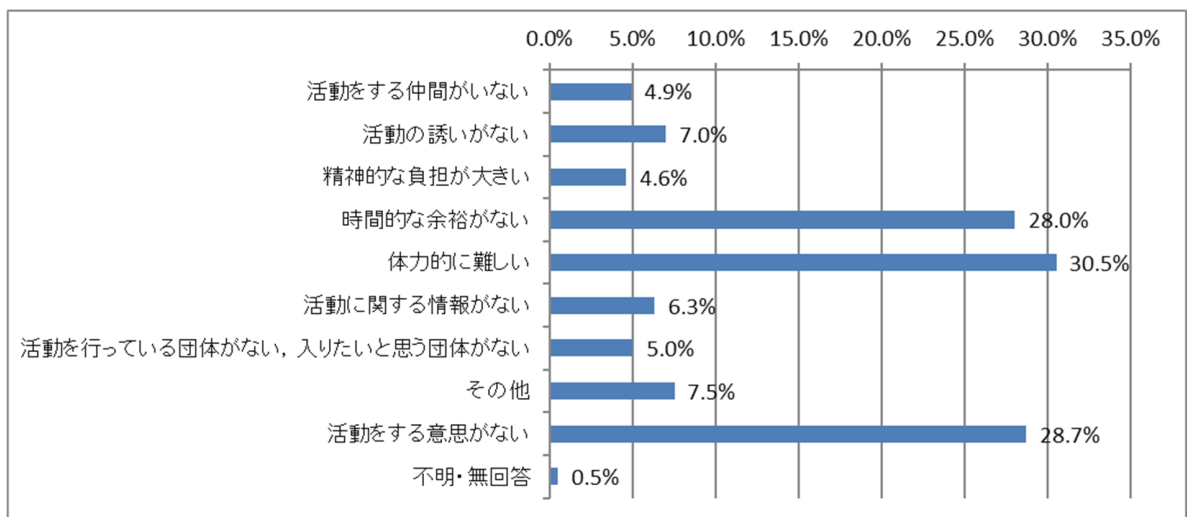
■社会的な活動（※全国データ）



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年）
 「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」（平成30年）
 「高齢者の健康に関する調査」（平成29年）
 「高齢者の経済・生活環境に関する調査」（平成28年）

○ 社会的な活動をしていない理由としては、「体力的に難しい」（30.5%）、「活動をする意思がない」（28.7%）、「時間的な余裕がない」（28.0%）の順となっています。

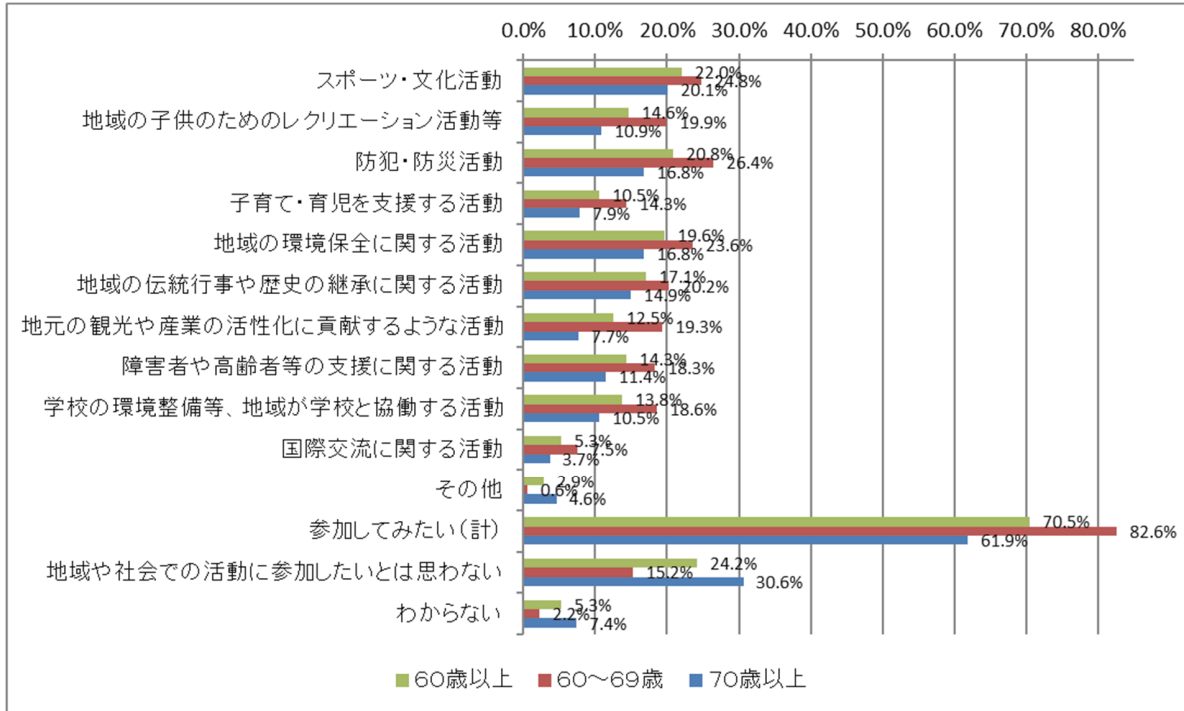
■社会的な活動をしていない理由（※全国データ）



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」（令和元年）

○ 内閣府の調査によると、地域や社会で参加してみたい活動は、60歳以上では「スポーツ・文化活動」が最も多く、「活動に参加してみたい」と思っている人は、約7割となっており、社会活動への参加意欲は高いと思われます。

■参加してみたい活動（※全国データ）



資料：内閣府「生涯学習に関する世論調査」（平成30年度）

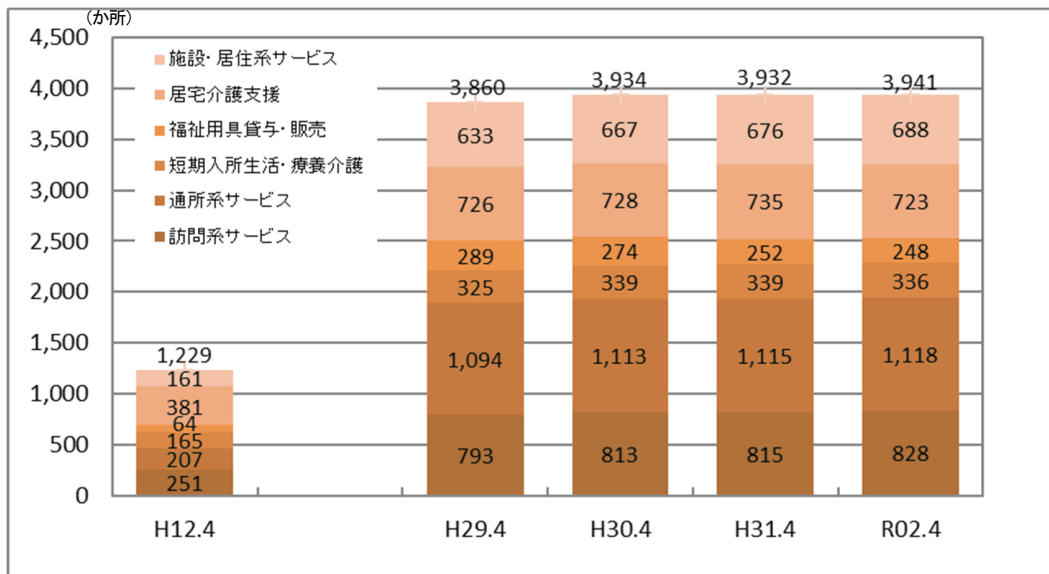
第2項 介護保険サービスの現状

1 介護サービス提供基盤の整備状況

(1) 介護サービス事業所数の推移

○ 介護サービス事業所・施設として指定を受けた事業所等の数は、制度開始から20年間で約3.2倍に増え、近年はほぼ横ばいで推移しています。サービス別に見ると、福祉用具貸与・販売、通所系サービス、訪問系サービスなどの在宅介護に関連するサービスを提供する事業所が大幅に増加しています。

■介護サービス事業所数の推移



(注) 介護予防サービス、医療みなし指定分を除く。

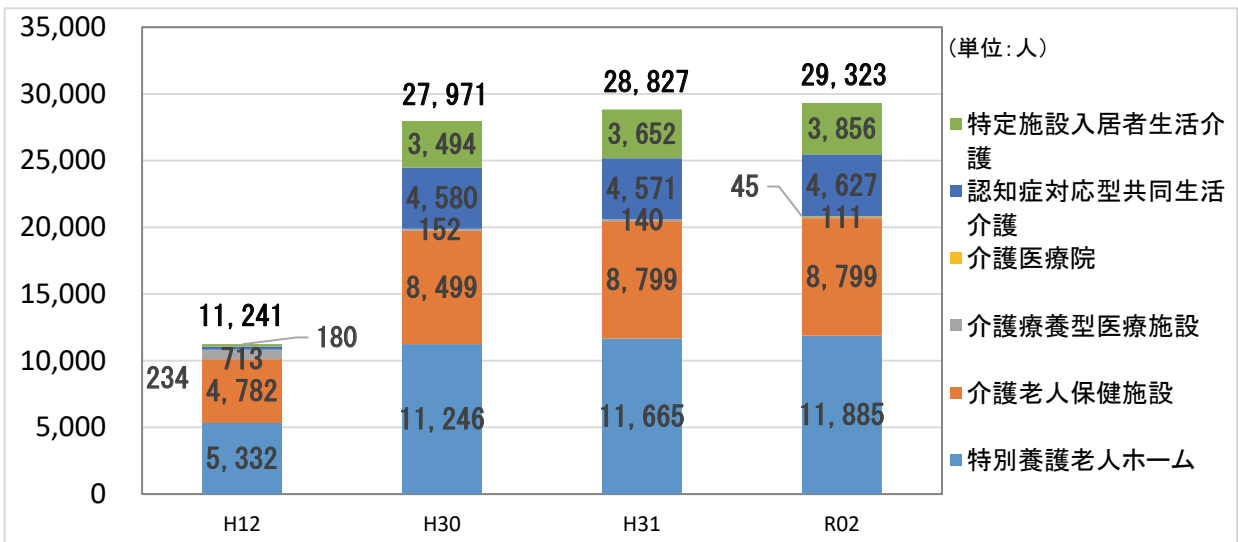
資料：県長寿社会政策課

(2) 施設・居住系サービスの利用定員数の推移

○ 施設居住系サービスの利用定員数は、この20年間で約2.5倍となっています。

■利用定員数の推移

(単位：人)



(注) 各年度末の数字であり、令和2年度は見込み。

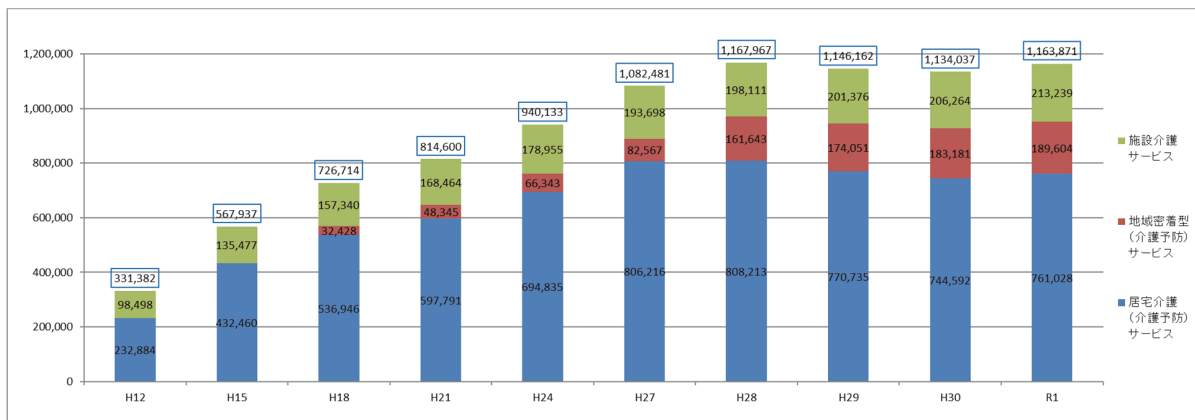
資料：県長寿社会政策課

2 介護保険サービスの利用状況

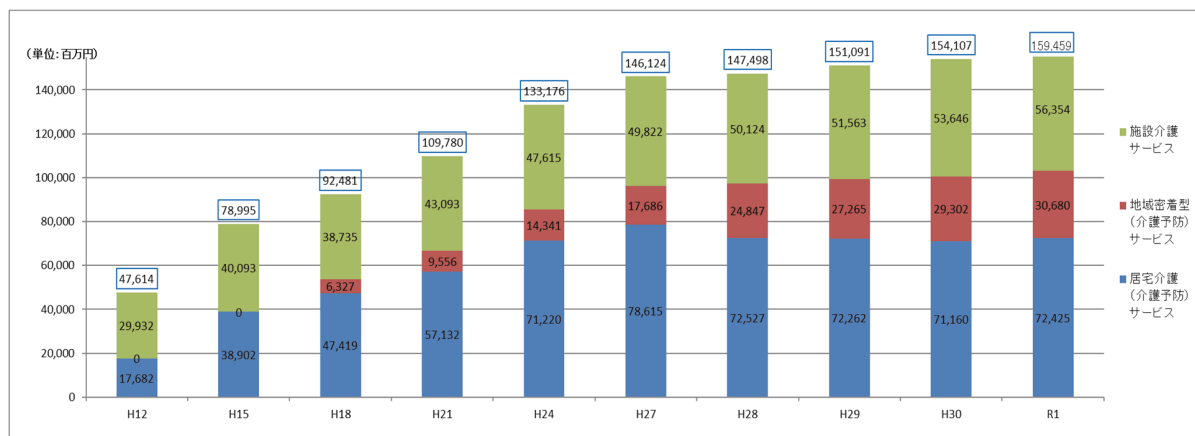
(1) 介護保険サービス利用状況の推移

- 介護保険サービスは、受給者数、給付費とも増加傾向が続いており、平成12年度からの19年間で、受給者数が3.5倍、給付費が3.3倍となっています。
- 1人当たり給付費は、ほぼ横ばいの傾向が続いていますが、平成12年度と比較すると、合計額で4.6%の減となっています。

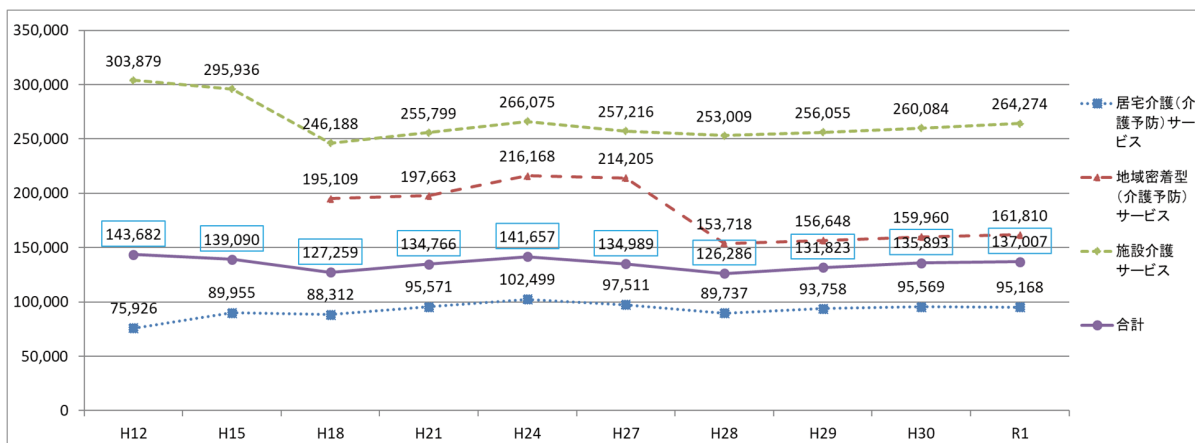
■ 介護サービス受給者数（第1号被保険者）の推移（延べ人数，単位：人）



■ 第1号被保険者に係る給付費（利用者負担を除いた額）の推移（単位：百万円）



■ 1人当たり給付費（第1号被保険者）の推移（単位：円）



第2項 介護保険サービスの現状

(2) 介護保険サービスの利用実績

○ 「第7期みやぎ高齢者元気プラン」で設定した平成30年度から令和2年度までの介護保険サービスの利用見込量に対し、利用実績は下表のとおりでした。

(居宅サービス)

(1) 訪問介護〔ホームヘルプサービス〕

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	10,998	11,293	11,565
年間給付費(実績値)	10,248	10,232	—
対計画比率	93.2%	90.6%	—
前年実績比	93.4%	99.8%	—

(2) 訪問入浴介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	1,676	1,740	1,802
年間給付費(実績値)	1,515	1,466	—
対計画比率	90.4%	84.3%	—
前年実績比	98.8%	96.8%	—

(3) 訪問看護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	3,463	3,625	3,765
年間給付費(実績値)	3,353	3,460	—
対計画比率	96.8%	95.4%	—
前年実績比	104.1%	103.2%	—

(4) 訪問リハビリテーション

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	420	447	475
年間給付費(実績値)	435	467	—
対計画比率	103.6%	104.5%	—
前年実績比	112.7%	107.4%	—

(5) 居宅療養管理指導

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	1,185	1,239	1,290
年間給付費(実績値)	1,274	1,365	—
対計画比率	107.5%	110.2%	—
前年実績比	111.4%	107.1%	—

(6) 通所介護〔デイサービス〕

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	21,972	22,713	23,388
年間給付費(実績値)	20,584	20,622	—
対計画比率	93.7%	90.8%	—
前年実績比	94.1%	100.2%	—

(7) 通所リハビリテーション

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	7,694	7,949	8,227
年間給付費（実績値）	7,243	7,398	—
対 計 画 比 率	94.1%	93.1%	—
前 年 実 績 比	100.5%	102.1%	—

(8) 短期入所生活介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	8,318	8,646	8,927
年間給付費（実績値）	7,687	7,815	—
対 計 画 比 率	92.4%	90.4%	—
前 年 実 績 比	97.5%	101.7%	—

(9) 短期入所療養介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	1,139	1,187	1,250
年間給付費（実績値）	1,092	1,092	—
対 計 画 比 率	95.9%	92.0%	—
前 年 実 績 比	103.9%	100.0%	—

(10) 特定施設入居者生活介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	4,772	5,035	5,295
年間給付費（実績値）	4,943	5,430	—
対 計 画 比 率	103.6%	107.8%	—
前 年 実 績 比	110.1%	109.9%	—

(11) 福祉用具貸与

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	5,037	5,219	5,395
年間給付費（実績値）	5,036	5,229	—
対 計 画 比 率	100.0%	100.2%	—
前 年 実 績 比	103.7%	103.8%	—

(12) 福祉用具購入費

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	239	250	264
年間給付費（実績値）	222	209	—
対 計 画 比 率	92.9%	83.6%	—
前 年 実 績 比	102.3%	94.1%	—

(13) 住宅改修費

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	651	688	731
年間給付費（実績値）	550	513	—
対 計 画 比 率	84.5%	74.6%	—
前 年 実 績 比	97.5%	93.3%	—

第2項 介護保険サービスの現状

(14) 介護予防支援・居宅介護支援

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	9,181	9,451	9,687
年間給付費（実績値）	8,912	9,036	—
対 計 画 比 率	97.1%	95.6%	—
前 年 実 績 比	100.3%	101.4%	—

(地域密着型サービス)

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	564	653	813
年間給付費（実績値）	577	700	—
対 計 画 比 率	102.3%	107.2%	—
前 年 実 績 比	124.1%	121.3%	—

(2) 夜間対応型訪問介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	8	8	8
年間給付費（実績値）	10	7	—
対 計 画 比 率	125.0%	87.5%	—
前 年 実 績 比	125.0%	70.0%	—

(3) 認知症対応型通所介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	1,328	1,387	1,440
年間給付費（実績値）	1,150	1,186	—
対 計 画 比 率	86.6%	85.5%	—
前 年 実 績 比	96.6%	103.1%	—

(4) 小規模多機能型居宅介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	3,210	3,546	4,030
年間給付費（実績値）	2,929	3,216	—
対 計 画 比 率	91.2%	90.7%	—
前 年 実 績 比	107.8%	109.8%	—

(5) 認知症対応型共同生活介護〔認知症高齢者グループホーム〕

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費（計画値）	13,352	13,458	13,780
年間給付費（実績値）	12,941	13,191	—
対 計 画 比 率	96.9%	98.0%	—
前 年 実 績 比	107.4%	101.9%	—

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	176	178	241
年間給付費(実績値)	150	173	—
対計画比率	85.2%	97.2%	—
前年実績比	159.6%	115.3%	—

(7) 看護小規模多機能型居宅介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	903	1,137	1,448
年間給付費(実績値)	816	1,035	—
対計画比率	90.4%	91.0%	—
前年実績比	165.5%	126.8%	—

(8) 地域密着型通所介護

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	7,577	7,909	8,293
年間給付費(実績値)	6,828	7,102	—
対計画比率	90.1%	89.8%	—
前年実績比	100.4%	104.0%	—

第2項 介護保険サービスの現状

(施設サービス)

(1) 介護老人福祉施設

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	29,075	30,440	31,785
年間給付費(実績値)	28,142	29,806	—
対計画比率	96.8%	97.9%	—
前年実績比	106.1%	105.9%	—

(1-2) 地域密着型介護老人福祉施設

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	4,237	4,460	4,994
年間給付費(実績値)	4,249	4,411	—
対計画比率	100.3%	98.9%	—
前年実績比	110.8%	103.8%	—

(2) 介護老人保健施設

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	26,933	27,735	28,002
年間給付費(実績値)	25,776	26,898	—
対計画比率	95.7%	97.0%	—
前年実績比	102.5%	104.4%	—

(3) 介護医療院

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	11	18	26
年間給付費(実績値)	0	4	—
対計画比率	—	22.2%	—
前年実績比	—	皆増	—

※ 介護医療院は平成30年4月に創設されました。

※ 平成30年度実績なしとなっております。

(4) 介護療養型医療施設

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年間給付費(計画値)	583	562	543
年間給付費(実績値)	513	439	—
対計画比率	88.0%	78.1%	—
前年実績比	75.9%	85.6%	—

※ 介護療養型医療施設の設置期限は令和6年3月31日とされております。